

桶川市放課後児童クラブ入室基準調査表

【基本指数】

児童名 ()

入室基準								指数		
								父	母	
1	就労・就学*1	昼間の労働を常態としていること。 算出方法：1か月の合計就労時間数÷20日＝1日平均時間（就労時間は、始業から終業までの休憩時間を含めた時間とする。）	3時間以上	4時間以上	5時間以上	6時間以上	7時間以上	8時間以上		
			1	2	3	4	5	6		
		終業・終学時間 （通勤等含む）	週5日以上 （月～土のうち）	18:00以降					8	8
				17:00～17:59					7	7
				16:00～16:59					6	6
			週4日 （月～土のうち）	14:30～15:59					5	5
				18:00以降					6	6
				17:00～17:59					5	5
		週3日 （月～土のうち）	16:00～16:59					4	4	
			14:30～15:59					3	3	
			18:00以降					4	4	
			17:00～17:59					3	3	
		16:00～16:59					2	2		
		14:30～15:59					1	1		
単身赴任 ※該当者の就業時間等によらず右記とする							14	14		
2	出産	産前産後各2か月							8	
3	疾病	居宅外療養						14	14	
		居宅内療養						12	12	
	障害	手帳所持（身障1・2級、療育(A)・A、精神1級）						12	12	
		手帳所持（上記以外）						8	8	
4	介護・看護	同居の親族の重度者介護（要介護3～5等）						8	8	
		同居の親族の軽～中度者介護（要支援1・2または要介護1・2等）、同等の親族の看護						5	5	
5	災害	家屋の復旧にあたっているなど						13	13	
6	求職活動	生計の中心者						5	5	
		上記以外						1	1	
7	虐待等	児童虐待の防止等に関する法律に規定する児童虐待のおそれがある						市長が認める指数		
		配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する配偶者からの暴力により児童の保育を行うことが困難である						市長が認める指数		
8	その他	市長が認める状況						市長が認める指数		

【調整指数】

区分	内容	指数	区分	内容	指数
家庭状況	生活保護受給世帯	1	祖父母の状況	保育ができない事由を持たない65歳未満の同居の祖父母がいる（求職中を含む）	-6
	ひとり親世帯 （死別、離婚*2、離婚を前提とした別居*3により、児童の父又は母がいない世帯又は、未婚のひとり親世帯）	16			
学年 （要配慮児童とは、特別支援学級に在籍（予定）しているか、療育手帳又は身体障害者手帳を所有しているか医師の診断を受けている児童をいう。）	1年生または要配慮児童	22	保育状況	育休復帰（入室希望日の属する月の末日までに産後休暇及び育児休業が終了する場合に加算する。）	3
	2年生	16			
	3年生	12			
	4年生	6	その他	市内特定教育・保育施設、特定地域型保育施設、私立幼稚園、放課後児童健全育成事業に勤務又は従事する者（内定を含む） ※両親またはその代わりとなる方	1
	5年生	5			
	6年生	4			
	市長が認める状況				

※同指数の場合の優先順位は、裏面のとおりとします。

※利用者負担額（負担金等）の滞納がある場合は、上記によりません。

*1…就学とは、学校教育法に規定する学校、専修学校等または職業訓練校に通学のこと。

*2…離婚とは、戸籍の届出がされており、かつ世帯を分離し、かつ別居している状況をいう。

*3…離婚を前提とした別居とは、調停中又は裁判中であり、その事実を証明する書類の提出があった場合とする。

特記事項	調査日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	父指数			
	母指数			
	調整指数			
	合計指数※			
	変更理由			

同指数の場合の優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 学年の指数が高いもの
- (2) ひとり親世帯
- (3) 基本指数の合計が高いもの
- (4) 終業時間の点数が高いもの
- (5) 祖父母が市外に在住しているもの
- (6) 児童が障害を有する場合
- (7) 入室待機期間が長いもの